

要旨「被告の事業活動に基づく国際裁判管轄」

『阪大法学』第63巻第6号1～34頁（2014年）

野村美明

本稿では、日本の活動ベースの管轄が、アメリカにおける「事業活動 (doing business)」あるいは「取引活動 (transacting business)」に基づく管轄よりもより制限されたものであることを明らかにした。この新しいルールが日本の管轄権のシステムにとって本当に必要であったかは、極めて疑問である。また、民訴法3条の9で成文化された特別の事情における訴えの却下のルールについても、同様のことがいえる。

この方法は、判例によって発展させられた特段の事情論の範囲を拡大し、その結果、日本に住所または主たる事務所を有する被告（日本の会社など）に対する3条の2第1項および第3項による管轄が存在する場合でさえも訴えの却下を可能とするような、従来よりも広い裁量権を裁判所に与えている。この裁量権は、米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理のもとでの裁量権と変わらない強力なものといえる。

米国のフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理とは異なり、日本型フォーラム・ノン・コンビニエンスのルールのもとでは、裁判所は、他の国の裁判所へのアクセスが否定される可能性がある原告の不都合を改善するために、条件付き却下をしたり訴訟を中断したりする権限を有さない。したがって、民訴法3条の9の特別の事情における訴えの却下のルールは厳格に解釈されるべきである。

事業活動管轄と結びついた民訴法3条の9の日本型フォーラム・ノン・コンビニエンスのルールは、立法者に明確な意図がないままに、日本の裁判管轄システムをより米国の裁判管轄モデルに近いものに変化させた可能性がある。